

神戸市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月11日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第12号

神戸市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(主任技術者の選任等) 第12条 [略] 2 [略] 3 指定工事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、 <u>選任しようとする者が同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなる場合には、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。</u>	(主任技術者の選任等) 第12条 [略] 2 [略] 3 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、 <u>一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の事業所の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。</u>

4 [略]

4 [略]

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。